

西海市国土強靱化地域計画



令和4年3月改正

西 海 市

目 次

第1章 計画策定の趣旨、位置づけ

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 3 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

第2章 西海市の特徴、想定される大規模自然災害

- 1 西海市の特徴・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 2 西海市において想定される大規模自然災害・・・・・・・・・・2, 3

第3章 基本的な考え方

- 1 強靱化を推進する上での基本的な方針・・・・・・・・・・4
- 2 想定するリスク・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 3 目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

第4章 脆弱性評価

- 1 脆弱性評価の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- 2 脆弱性評価の手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6～9

第5章 施策分野ごとの推進方針

- 1 施策分野・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
- 2 横断的分野及び個別施策分野の推進方針・・・・・・・・・・10～21

第6章 施策の重点化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22, 23

第7章 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24

<資料編（別紙）>

「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」ごとの「脆弱性の分析・評価、課題の検討」、「対応方策の検討、推進方針」、「重要業績指標」、「関連事業」

第1章 西海市国土強靱化地域計画の策定の趣旨、位置づけ

1 計画策定の趣旨

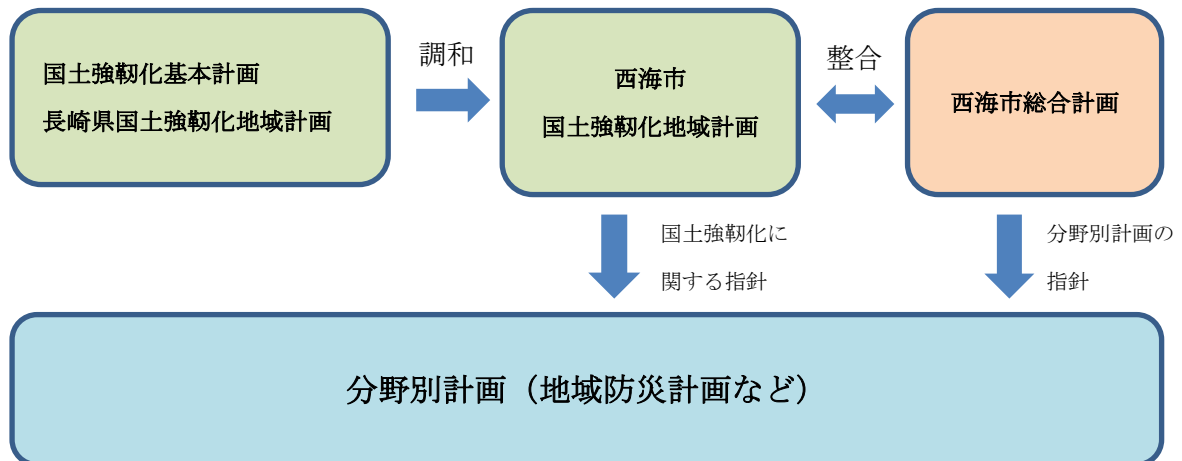
東日本大震災の発生から得られた教訓を踏まえ、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が施行された。

国土強靱化は、災害の発生の際に甚大な被害を受け、その都度、長期間をかけて復旧・復興を図るといった「事後対策」の繰り返しを避け、どのような災害が起ころうとも、最悪の事態に陥ることが避けられるような強靱な行政機能、地域社会、地域経済を事前に作り上げていこうとするものである。

本市が直面する大規模自然災害のリスク等を踏まえ、とにかく人命を守り、また行政機能、地域社会、地域経済への被害が致命的なものにならず迅速に回復する、「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平時から構築するという発想に基づき、継続的に取り組むために、西海市国土強靱化地域計画を策定する。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画であり、本市における国土強靱化に関し、国の国土強靱化基本計画（以下「国土強靱化基本計画」という。）及び長崎県国土強靱化地域計画と調和を図るとともに、本市の総合計画との整合を図りながら、地域防災計画など各分野別計画の指針となるものである。



3 計画期間

計画期間は特に定めず、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえ、総合計画の見直しの際など、必要に応じて計画を見直す。

第2章 西海市の特徴、想定される大規模自然災害

西海市国土強靱化地域計画を策定するに当たっては、本市が有する地勢、気象条件、想定される自然災害(これまで本市に被害をもたらした自然災害)等の地域特性を踏まえてリスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)の設定や課題の検討、対応方策の検討等を行い、本市の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定することが必要である。

以下に本市が有する地勢や気候の特性及び想定される大規模自然災害について示す。

1. 西海市の特徴

(1) 災害に関する特徴

【豪雨、台風、土砂災害の危険性】

気候の特性として、梅雨前線の活発化による豪雨や台風の接近、上陸による強風、高潮等の被害を受けてきた。また、地勢は平坦地に乏しく、いたるところに山岳、丘陵が起伏しており、急傾斜地が多く、土砂災害危険箇所が828箇所となっているなど、土石流や地滑り、急傾斜地の崩壊といった土砂災害の危険性が非常に高い。また、豪雨や高潮による低地での浸水も想定される。

(2) 地勢に関する特徴

【離島・半島地域】

本市の面積の約6%、人口の約3%が有人離島地域、その他の面積の約94%、人口の約97%が半島地域(半島振興対策実施地域)となっており、交通ネットワークの整備や海上輸送の体制整備など特別な配慮が必要となる。

(3) 社会環境に関する特徴

【人口減少・高齢化】

国立社会保障・人口問題研究所の推計方法をもとに試算すると、本市の人口は2015年の28,691人から2045年には15,801人に減少し、高齢人口比率は35%から45%に上昇するおそれがある。人口減少、高齢化の進行は、地域コミュニティの希薄化、地域防災力の低下につながるおそれがある。

2. 西海市において想定される大規模自然災害

(1) 大雨、豪雨

本市においては、前線活動の活発化、特に梅雨前線が停滞し、前線上を低気圧が通過するときや、前線に向かって南から暖かい湿った空気が流れ込むとき大雨となることが多い。

また、近年は秋雨前線の活発化による豪雨も発生している。

(2) 台風による強風、大雨、高潮、高波

本市は、台風の常襲地域であり、その接近、上陸により人的・物的に大きな被害を受けてきたが、台風の周りには活発な雨雲が取り巻いており、強風とともに大雨をもたらす洪水、浸水害、土砂災害等を発生させる。

また、台風や低気圧の接近で気圧が下がると海面上昇による高潮災害、高潮と重なった高波による浸水害が発生することがある。

(3) 地震、津波

平成 17 年度に長崎県が実施した地震等防災アセスメント調査においては、雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動で、県内においての建物被害 34,262 棟、死者数 2,001 人等の被害を想定しており、地震時の地震動、液状化、斜面崩壊、建物倒壊、火災、津波等による物的、人的被害が想定される。

また、地震ハザードステーション (J-SHIS) ^{※1}の防災地図によると、本市で震度 6 弱以上の地震が今後 30 年間で発生する確率は 3 %未満といわれる。

なお、本市のハザードマップによると、最大 2.0m 以上 5.0 未満の津波の発生が予想されている。

【過去の被災事例】

過去の主な災害記録をみると、昭和 31 年 8 月の台風 9 号及び 9 月の 12 号は住宅や農地、道路等に大きな被害をもたらす、大瀬戸町において負傷者 3 名を出した。

また、翌年の昭和 32 年 7 月の諫早大水害時には、市内全域に甚大なる被害をもたらした。

台風被害においては、昭和 62 年 8 月の台風 12 号、平成 3 年には台風 17 号、19 号と相次いで襲来し、その被害は多大なものであった。

また、集中豪雨による災害は、昭和 57 年 7 月 23 日の長崎市など県南部を中心に記録的な豪雨となり、管内各町においても観測史上 1、2 位を記録する大雨となり、各地で大きな被害を受けた。また、令和 3 年 8 月豪雨でも各地で大きな被害が発生しており、死者 2 名を出した。

一方、干ばつによる被害も発生している。平成 6 年 7 月には、各町において渇水対策本部を設けるなどして対応したが、水稻、みかん等を中心に甚大なる被害を受けた。

また、これまで地震に対する警戒は、全くと言っていいほどしていなかったが、九州管内における地震災害としては、平成 17 年 3 月 20 日福岡県西方沖で発生した M7.0 の地震、そして、平成 28 年 4 月 14 日、16 日の熊本地震では、本震でマグニチュード 7.3 を記録し甚大な被害が発生した。

日本全国、いつ、どこで、地震が発生するかも知れないという危機感を持つことが重要であり、このことを教訓に、今後、地震災害に対する体制づくりの強化に努める必要がある。

^{※1}地震ハザードステーション (J-SHIS) とは、地震防災に資することを目的として、日本全国の「地震ハザードの共通情報基盤」として活用されることを目指してつくられた Web サービス

第3章 西海市国土強靱化地域計画の基本的な考え方

1. 強靱化を推進する上での基本的な方針

強靱化の推進にあたっては、国土強靱化基本計画における「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」及び長崎県国土強靱化地域計画の取組みの基本的な姿勢を踏まえ、事前防災及びその他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害に備えた強靱な地域づくりについて、過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、以下に掲げる基本的な姿勢に基づき取り組む。

【取組みの基本的な姿勢】

- ・過去に経験した災害や地勢等の特徴を踏まえ、強靱化を損なう原因をあらゆる側面から検討する。
- ・インフラ^{※2}の老朽化、耐震対策等のハード対策と防災教育の推進等のソフト対策を適切に組み合わせて効率的に施策を推進する。
- ・災害時のみならず、景観への配慮や地域での利用など平時においても活用できるよう工夫する。
- ・長期的な視野を持って計画的に取り組む。
- ・「自助、互助、共助、公助の重要性」を認識し、家庭や学校、地域での防災力の強化に繋がる取組みや防災情報発信の充実に努める。
- ・既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進する。
- ・施設等の効率的かつ効果的な維持管理を推進する。
- ・人のつながりや地域コミュニティ機能を強化し、地域全体で強靱化を推進する。
- ・女性、高齢者、子ども、障がい者等に配慮するとともに、本市の地域の特性（自然、産業等）に応じた施策を推進する。

2. 想定するリスク

本市に被害を与えるリスクとしては、自然災害の他に大規模事故や原子力災害なども考えられるが、これまで本市において被害が発生した災害や、国土強靱化基本計画及び長崎県国土強靱化地域計画の想定が大規模自然災害とされていること等を勘案し、本地域計画が想定するリスクは本市において想定される大規模自然災害全般とする。

※2 インフラとは、生活や産業などの経済活動を営む上で不可欠な社会基盤と位置づけられ、公共の福祉のため整備・提供される施設の総称

3. 目標

本市の強靱化を総合的、計画的に推進するためには、明確な目標の下にリスクシナリオ（最悪の事態）の設定や課題の検討、対応方策の検討を行うことが重要である。

大規模自然災害から生命、身体及び財産の保護を図り、大規模自然災害の地域社会に及ぼす影響を最小化するという理念と国土強靱化基本計画及び長崎県国土強靱化地域計画による目標を踏まえ、4つの基本目標、9つの事前に備えるべき目標を設定する。

【基本目標】

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

【事前に備えるべき目標】

- ① 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- ② 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
- ③ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- ⑤ 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーン^{※3}を含む）を機能不全に陥らせない
- ⑥ 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- ⑦ 制御不能な二次災害を発生させない
- ⑧ 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する
- ⑨ 大規模自然災害が発生したとしても、離島の孤立地域の発生を回避する

※3 サプライチェーンとは、原料が生産されてから、製品やサービスが消費者に届くまでのすべてのプロセス

第4章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）への対応方策を検討するためには、脆弱性を分析、評価し、その脆弱性を克服して強靱な西海市を作るための課題を適切に認識する必要がある。

このため、国が示した国土強靱化地域計画策定ガイドラインに基づき、脆弱性評価を行い、評価結果に基づき、対応方策を検討した。

2 脆弱性評価の手順

（リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態））

- ・脆弱性の分析、評価、対応方策の検討を行うにあたり、事前に備えるべき目標に応じてリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を設定する。
- ・国土強靱化基本計画及び長崎県国土強靱化地域計画に定めるリスクシナリオを基本としつつ、本市の特性に応じたリスクシナリオを設定する。
- ・脆弱性の分析、評価、対応方策、重要業績指標の設定等については、資料編のとおり。



西海市が想定する基本目標、事前に備えるべき目標、起きてはならない最悪の事態

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
1. 人命保護が最大限に図られる	①大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	災害による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生
		1-2	学校や社会福祉施設、観光施設などの不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
		1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
		1-4	異常気象等による広域かつ長期的な浸水
		1-5	土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、その後長年にわたり国土の脆弱性が高まる事態
		1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2. 本市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される	②大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期間の停止
		2-2	避難所等の機能不全などにより被災者の生活が困難となる事態
		2-3	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-4	消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的な不足
		2-5	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期間の途絶
		2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートへの途絶による医療機関の麻痺
		2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模な発生
3. 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化	③大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
		4. 迅速な復旧復興	④大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態		

⑤大規模自然災害発生後 であっても、 経済活動（サ プライチェ ーンを含む） を機能不全 に陥らせな い	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下に伴う競争力の低下
	5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
	5-3	基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止
	5-4	食料等の安定供給の停滞
⑥大規模自然災害発生後 であっても、 生活・経済活 動に必要最 低限の電気、 ガス、上下水 道、燃料、交 通ネットワ ーク等を確 保するとと もに、これら の早期復旧 を図る	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
	6-5	異常湧水等により用水の供給の途絶
⑦制御不能な 二次災害を 発生させな い	7-1	住宅地での大規模火災の発生
	7-2	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
	7-3	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	7-4	有害物質の大規模拡散による被害の拡大
	7-5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
	7-6	風評被害等による経済等への甚大な影響
⑧大規模自然災害発生後 であっても、 地域社会・経	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

済が迅速に 再建・回復で きる条件を 整備する	8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-4	道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-5	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-6	住居の確保等の遅延により被災者の生活再建が大幅に遅れる事態
⑨大規模自然 災害が発生 したとして も、離島の孤 立地域の発 生を回避す る	9-1	離島のインフラ損壊による孤立地域の発生

第5章 施策分野ごとの推進方針

1. 施策分野

西海市国土強靱化地域計画に関する施策の分野は、以下の2つの横断的分野と6つの個別施策分野とする。

〔横断的分野〕

- (1) リスクコミュニケーション^{※3}分野
- (2) 老朽化対策分野

〔個別施策分野〕

- (1) 行政機能、消防分野
- (2) 住宅・都市、環境分野
- (3) 保健医療・福祉分野
- (4) 産業分野（情報通信、エネルギー、産業構造）
- (5) 農林水産分野
- (6) 国土保全・交通分野（交通・物流）

2. 横断的分野及び個別施策分野の推進方針

〔横断的分野〕

(1) リスクコミュニケーション

- ① 県の総合防災ポータルを活用し、台風・集中豪雨等に対する防災情報の収集や発信の強化を図る。

〈防災基地対策課〉

- ② 河川の浸水被害が想定されるエリアの住民に対し、洪水ハザードマップについての情報発信に努めるとともに、異常気象等による豪雨の発生時に、浸水による住民等の生命・身体への危害が発生することを抑制するため、防災行政無線や市のホームページ等による住民への広報を図る。

〈防災基地対策課〉

- ③ 災害が起きた時の対応力を向上するために、必要なコミュニティ力の構築を促進する。また、国や県と協力して、各種ハザードマップの作成・訓練・防災教育、自主防災組織結成の促進等を通じた地域づくり、事例の共有によるコミュニティ力を強化するための支援等の取組を充実する。

〈防災基地対策課〉

^{※3} リスクコミュニケーションとは、リスクについて、関係者間で意思疎通をはかり、相互理解や信頼を構築すること

④学校や地域の実態に即した実践的な避難訓練や研修等をとおして、教職員の対応能力・指導力の向上を図り、児童生徒が非常時に安全に避難する態度や能力を育成する。

〈学校教育課〉

⑤伝達する情報をより効果的に運用するため、市内自主防災組織の育成、防災訓練及び防災教育を更に充実し、市民一人ひとりが正しい知識と行動力を身につけることにより、地域全体の防災力向上を図る。

〈防災基地対策課〉

⑥大規模自然災害時におけるボランティア活動が円滑に行われるよう、西海市社会福祉協議会等と連携して、ボランティアコーディネーターの養成や関係機関・団体とのネットワークづくり等を行う。

〈福祉課〉

(2) 老朽化対策

①既存インフラの高齢化の割合が増加するなど、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化することを踏まえ、人命を守り、必要な行政・経済社会システムが機能不全に陥らないようにする。

〈建設部ほか〉

②中長期的な総費用の縮減・平準化を図りつつ、インフラの維持管理・更新を確実に実施することを目的として、西海市公共施設等総合管理に基づき、その後の速やかな個別施設計画の策定につなげる。

〈総務部ほか〉

③維持管理計画を策定している対象施設（道路、橋梁など）については、長寿命化計画に基づき、適切な維持管理・更新を行い、安全性の確保、総費用の縮減・平準化に努める。

〈建設部ほか〉

〔個別施策分野〕

(1) 行政機能、消防分野

(行政機能)

①市の機能確保は強靱さの観点から極めて重要な意味を担うことから、業務継続計画の見直しをおこない、業務継続体制を強化していく。

〈防災基地対策課〉

②災害発生後の活動拠点となる公共施設が被災すると避難や救助活動等に障害を及ぼすことが想定されるため、公共施設等の耐震化を推進する。

〈財務課〉

③市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、庁舎・施設等の耐震・堅牢化、非常電源の確保、物資の備蓄、災害用装備資機材の整備拡充、災害時における職員の初動対応マニュアルの整備、具体的な被害想定に基づく訓練を行う等の取組を推進する。

〈防災基地対策課、財務課〉

④庁舎が被災したときの業務バックアップ拠点となり得る社会体育施設等に必要な装備資機材等の整備を図る。

〈防災基地対策課、社会教育課〉

⑤電力供給遮断等の非常時に避難住民の受入れを行う避難場所や防災拠点等（公共施設等）において、太陽光発電設備、非常用発電機等の整備等避難住民の生活等に必要不可欠な電力の確保に努める。

〈防災基地対策課、財務課〉

⑥行政機関の機能を守る周辺対策（道路の防災、震災、災害時に緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワークの構築のための西彼杵道路（地域高規格道路）の整備推進、港湾、漁港施設の耐震・耐波性の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮・高波・風水害対策、治山対策等）の着実な進捗を図る。

〈建設課、農林課、水産課〉

⑦防災部局の人材・組織体制等の整備のため、防災関係各種会議への参加や訓練の実施等を通じて人材育成を推進する。

〈防災基地対策課〉

⑧情報収集・提供手段の整備により得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させるため、研修や訓練等を通じて人材育成を推進する。

〈防災基地対策課〉

（消防）

①防災行政無線のデジタル化等情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を着実に推進する。

〈防災基地対策課〉

②関係機関の災害対応業務の標準化、情報の共有化に関する検討をおこない、関係機関の連携強化を推進する。また、地域の特性や観光施設等における利用者の安全の確保等、様々な災害を想定した訓練を実施するとともに、明確な目標の下に合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高める。

〈防災基地対策課、商工観光物産課〉

- ③大規模自然災害及び大規模火災の発生を想定した常備消防との連携体制の構築を図る。また、消防団や自主防災組織の資機材の充実や、研修・訓練等の実施による対応力の強化を図る。

〈防災基地対策課〉

- ④消防団の体制・装備・訓練の充実強化を図る。また、災害派遣医療チーム（DMAT）^{※4}など派遣隊の受け入れ体制の整備を図る。

〈防災基地対策課、健康ほけん課〉

- ⑤民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう、衛星携帯電話等の代替手段の整備を図る。

〈防災基地対策課〉

（２）住宅・都市、環境分野

（住宅、建築物）

- ①老朽化した公営住宅の建て替えや改修等を推進するとともに、民間の住宅・建築物については、耐震診断、耐震改修計画の作成等を支援し、耐震化の取組を促進する。

〈住宅建築課〉

- ②私立保育所については、国庫補助制度や避難所指定等による財源支援について周知を図り、県とも連携して、耐震化未実施施設に対する個別の働きかけを強化することにより耐震化を推進する。

〈こども課〉

- ③学校は児童・生徒、教職員が学校生活を送るだけでなく、災害発生時には高齢者や障害者を含む地域住民が避難所として利用することから、バリアフリー未対応の施設については、施設の新築や改築、大規模改造等にあわせて、国庫補助制度等を活用しながらバリアフリーに対応した施設・設備の整備に努める。

〈教育総務課〉

- ④空き家の維持管理や解体除却は、所有者により行われることが原則であり、県と連携して、所有者による適切な管理を促すため、空き家の実態把握や、必要とされる情報や支援策、相談体制の整備を行う。

〈住宅建築課〉

^{※4}災害派遣医療チーム（DMAT）とは、大地震等の災害時に被災者の生命を守るため、被災地に迅速に駆けつけ、救急治療を行うための専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム

- ⑤災害発生時の仮設住宅の早期建設のため、建設候補地の事前選定及び候補地リストの更新を行い、仮設住宅用地の確保に努める。

〈防災基地対策課〉

- ⑥罹災証明発行事務が円滑に行われるよう、被害認定調査から罹災証明書の交付までの業務に精通した人材について、国や県の防災担当機関等と連携しながら育成を推進する。

〈防災基地対策課、税務課〉

（上水道、下水道等）

- ①水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要な不可欠な水の供給に支障をきたすおそれがあることから、被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化を促進する。

〈上水道課〉

- ②予備のない水道施設設備が被災した場合、住民生活や社会活動に必要な不可欠な水の供給に支障をきたすおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化を促進する。また、水道利用者へ必要な情報を逐次提供できる体制及び非常時の給水体制を整える。

〈上水道課〉

- ③渇水等に対応するため、水資源関連施設や下水道等の既存ストックを有効活用した水資源の有効利用等の取組を推進する。また、必要に応じた応援給水体制の整備を図る。

〈上水道課、下水道課〉

- ④優先度の高い管路や施設から、更新に合わせて計画的に耐震化を図る。また、被災者の生活空間から下水を速やかに排除、処理を行なうために、下水道BCP^{※5}に電源喪失時の対応を盛り込む等の段階的な内容の充実を図る。

〈下水道課〉

- ⑤くみ取り式便槽や老朽化した単独浄化槽（トイレ排水のみを処理）から災害に強い合併浄化槽（家庭排水全般を処理）への転換を促進する。

〈下水道課〉

- ⑥農業・漁業集落排水施設の老朽化調査を速やかに実施し、これに基づく老朽化対策を着実に推進する。また、民間活用導入による管理体制の強化等の情報提供に努めていく。

〈下水道課〉

^{※5} BCP（業務継続計画）とは、企業等が、災害や事故等緊急事態が起こった際に事業を継続するために定めておく計画

(有害物質、災害廃棄物)

①有害物質の拡散・流出等による健康被害や環境への影響を防止するため、事故発生を想定したマニュアルの整備を促進する等、国や県など関係機関と連携して対応する。

〈環境政策課〉

②国の災害廃棄物対策指針に基づき災害廃棄物の発生量の推計に合わせ、仮置き場の候補地をリスト化しており、その実用性を検討する。また、災害廃棄物処理計画の実効性の向上に向けた教育訓練を行っていく。

〈環境政策課〉

③ポリ塩化ビフェニル（PCB）やアスベスト等の有害物質に係る使用状況の実態や保管等の状況を把握し、有害物質に係る情報把握に努める。

〈環境政策課〉

④災害廃棄物の広域処理に関する検討状況について、県や他地域自治体と情報共有を図りながら、災害廃棄物輸送方策等について、検討する。

〈環境政策課〉

(3) 保健医療・福祉分野

(保健医療)

①大規模地震・火災から人命の保護を図るための救助・救急体制の絶対的不足に対処するための取組について検討する。

〈防災基地対策課、健康ほけん課〉

②災害時には、救護所等で活動する医療従事者の確保が必要となる。このため県医師会、西彼杵医師会、歯科医師会、県薬剤師会等と災害時の医療救護活動等の体制整備に努める。

〈健康ほけん課〉

③災害派遣医療チーム（DMAT）が発災害現場等に到達できるよう、緊急輸送道路の確保及び代替輸送路、災害時に緊急輸送機能の軸となる交通ネットワークの構築のため西彼杵道路（地域高規格道路）の整備、港湾、漁港施設の耐震・耐波性能の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮・高波対策等の着実な進捗と支援物資の物流を確保する。

〈健康ほけん課、建設課、水産課〉

④災害時感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進するとともに、消毒、害虫駆除等を行うための体制等の構築を検討する。

〈健康ほけん課〉

(福祉)

①県が策定した「災害時の物資備蓄等に関する基本方針」に基づき、備蓄目標品目の必要数量の確保を推進する。また、離島において大規模自然災害が発生した場合に備え、住民及び災害応急対策従事者の非常食糧等について、計画的な備蓄を行う。

〈防災基地対策課、福祉課〉

②大規模自然災害時において、被災者に対し適切な福祉支援がおこなえるよう、被災地外から広域的に福祉人材を派遣する仕組みとして、民間事業者、団体等の広域的な福祉支援ネットワーク構築に対する支援を行う。

〈福祉課〉

③改正災害対策基本法に添った要配慮者の避難支援対策が促進されるように取り組む。

〈福祉課〉

④介護施設や医療機関の管理者が行う、入所者及び入院者の避難計画作成を支援する。

〈長寿介護課、健康ほけん課〉

⑤国が策定した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」や各種ガイドラインに基づき指定避難所の環境整備を進めるとともに、避難所設営・運営マニュアルを策定し、地域住民による主体的な避難所運営に資する訓練の実施により、その実効性を検証する。

〈防災基地対策課〉

⑥車中避難者対策について、県の支援を活用し、次の事項に取り組む。

1. 警察・消防、保健師のほか、自治会や自主防災組織、消防団等の地元住民も活用した実態把握の方法を避難所運営マニュアル等で定めておく。
2. 指定避難所の環境整備を進めるとともに、指定避難所の役割や支援内容について、自治会等の地元住民とも連携しながら周知する。
3. 車中泊避難者については、発生することを前提に、エコノミークラス症候群対策（予防法のチラシ配布等）を講じておく。
4. 避難者が求める情報の迅速かつ計画的な公表のために、速報性や拡散性の高い SNS（Facebook など）を活用する。

〈防災基地対策課、福祉課〉

⑦避難所運営にあたっては、乳幼児や子どものいる家庭等のニーズに配慮し、生理用品等女性に必要な物資や衛生・プライバシー等に関する意見を反映できるよう、女性等の参画が肝要であり、その点に配慮するよう避難所設営・運営マニュアルを作成する。

〈防災基地対策課、福祉課、市民課〉

⑧避難行動要支援者の個別支援計画については、県内や全国の先進事例を横展開できるように、課題を整理したうえで策定する。

〈福祉課〉

⑨国が策定した「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」を市民へ周知する。あわせて、災害時のペット診療相談体制について県獣医師会との連携を強化する。また、ペット受入れが可能な避難所を選定したら公表するとともに、避難所でのペット飼育の基本的ルールも併せて周知することにより、普段から飼い主が準備すべきことを啓発する。

〈防災基地対策課、環境政策課〉

(4) 産業分野 (情報通信、エネルギー、産業構造)

(情報通信、情報伝達)

①旅行者(外国人を含めた)を含めた避難者に対する避難標識等の情報提供の在り方の検討、消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等による住民等への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化を着実に推進するとともに、Lアラート(災害情報共有システム)の活用を努める。

〈防災基地対策課〉

②災害対策本部で収集したデータをマスコミに対して、迅速にかつ漏れなく情報発信する体制を強化する。

〈防災基地対策課〉

③情報通信機能の確保のため、電力等の長期供給停止を発生させないように、洪水・土砂災害・津波・高潮・高波対策等の地域の防災対策を着実に進める。

〈建設課、水産課〉

④テレビ・ラジオ放送が中断した際にも、情報提供が出来るよう防災行政無線、西海市ウェブサイト、SNS等の代替手段及びインターネット環境の整備を促進する。

〈防災基地対策課、情報交通課〉

(エネルギー)

①インフラ被災時にはエネルギーが供給できなくなるため、道路や港湾、漁港施設の防災、震災対策、代替手段の確保、災害時に緊急輸送機能の軸となる交通ネットワークの構築のための西彼杵道路(地域高規格道路)の整備を推進する。

〈建設課、水産課〉

②燃料供給ルートを実際に確保するため、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害対策等を着実に進める。また、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有等必要な体制整備を図るとともに、円滑な燃料輸送のための輸送協力や諸手続の改善等を検討する。

〈防災基地対策課、建設課、農林課、水産課〉

③被災後は燃料供給量に限界が生じる一方で、非常用発電や緊急物資輸送のための需要の増大が想定されるため、供給先の優先順位の考え方を事前に整理する。

〈防災基地対策課〉

④エネルギー供給源の多様化のため、「西海市再生可能エネルギー活用計画」に基づき、太陽光、木質バイオマス、潮流、風力など本市の地域資源を活用した再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する。

〈新エネルギー政策課〉

(サプライチェーン等)

①大規模自然災害発生時においても経済活動を維持していくため、サプライチェーンの確保をはじめとする、企業毎のBCP策定の取組が促進されるよう、商工会と連携し、BCPの必要性の啓発活動及び策定・推進支援等に努める。

〈商工観光物産課〉

②大規模自然災害発生時においても円滑な食料供給を維持するため、食品サプライチェーンを構成する事業者間による災害時対応に係る連携・協力体制（災害対応時の食品産業事業者、関連産業事業者（運輸、倉庫等）、地方公共団体等における連携・協力体制の拡大・定着等）の構築、食料等の一連の生産・流通過程に係るBCPの策定等を促進する。

〈商工観光物産課〉

③災害発生時に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信経路に関する事前確認を行う。

〈防災基地対策課〉

(5) 農林水産分野

(生産基盤等)

①農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化に向けて、生産基盤施設等の機能保全計画の策定や耐震対策、施設管理者の業務継続体制の確立、治山対策、農山漁村の防災対策等を推進する。

〈農林課、水産課〉

(ダム等水利施設)

①ため池、農業用ダムの耐震性点検とそれを踏まえた施設の耐震化等のハード対策およびハザードマップの作成周知等のソフト対策による地域コミュニティの防災・減災力の向上に取り組む。

〈防災基地対策課、農林課〉

②大規模ため池については平成 25 年度までに一斉点検を完了したが、その中でも築造年代が古く、大規模地震や台風・豪雨等により決壊し下流の人家等に影響を与えるリスクの高いため池の耐震性点検を早急に完了させるとともに、その結果に基づく対策を推進する。

〈農林課〉

③地域の主体性・協働力を活かした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理や自発的な防災・復旧活動の体制整備を推進する。

〈農林課〉

(山地、森林)

①山地災害のおそれがある箇所については、ハザードマップや避難体制の整備等のソフト対策を図るとともに、未整備森林に対する適切な間伐等の森林整備や総合的かつ効果的な治山対策など、効果的・効率的な手法による災害に強い森林づくりを推進し、山地災害に対する未整備山地災害危険地区の解消に努める。

〈農林課〉

②森林が有する多面的機能を発揮するため、各種事業を活用しながら、地域コミュニティや森林ボランティア等と連携した里山林や竹林の整備、森林学習の実施による森林づくりに対する意識の醸成活動等により、森林の整備・保全活動を推進する。

〈農林課〉

③森林整備については、鳥獣害対策を徹底した上で、地域に根ざした植生も活用しながら、間伐や広葉樹等植栽による荒廃森林の再生、下層植生維持による生態系生息環境への配慮や防護ネットの設置による自然と共生した多様な森林づくりに取り組む。

〈農林課〉

(6) 【国土保全・交通分野（交通・物流）

(国土保全)

①津波防災地域づくり、地域の防災力を高める避難所等の耐震化、情報伝達手段の多様化・多重化等による住民への適切な災害情報の提供、火災予防・危険物事故防止対策等のハード・ソフトの総合的な対策を着実に推進する。

〈防災基地対策課〉

②各沿岸における海岸堤防等の計画高までの整備を計画的かつ着実に推進する。また、河川・海岸堤防等の整備に当たっては、自然との共生及び環境との調和に配慮する。

〈建設課、水産課〉

③津波対策のための避難場所や避難路の確保、避難場所の耐震化、避難路の整備にあわせた沿道建物の耐震化等の対策を関係機関が連携して推進する。

〈防災基地対策課、建設課、住宅建築課〉

④海岸堤防等の開口部において旧式の角材閉鎖方式箇所は階段工等へ改良し、施設の老朽化点検により開閉不良扉等を改修する。

〈建設課、水産課〉

⑤土砂災害が発生するおそれのある危険箇所を周知するため、ハザードマップの更新、避難訓練等の実施等により警戒避難体制の確立を図る。また、砂防事業、森林整備事業等のハード対策の着実な推進に努める。

〈防災基地対策課、建設課、農林課〉

⑥地震・津波、洪水・高潮等による浸水への対策を着実に推進するとともに、被害軽減に資する流域減災対策を推進する。

〈建設課、水産課〉

⑦集中豪雨による浸水被害の発生を抑制するため、危険性のある河川の改修に努める。

〈建設課〉

⑧迅速な復旧・復興や円滑な防災・減災事業の実施のため、地籍図等を活用する。

〈財務課〉

(交通・物流)

①緊急時の物資輸送ルートを実際に確保するため、道路、港湾、漁港等における防災対策を着実に推進するとともに、災害時に緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワークの構築のための西彼杵道路（地域高規格道路）の整備を推進する。また、旅客事業者、建設業組合等各種団体との災害支援協定に基づく支援体制等を確立することで、連携による輸送体制ルートの確保を図る。

〈防災基地対策課、建設課、水産課〉

②物流インフラの災害対応力の強化に向けて、道路等の老朽化・耐震対策等を推進する。

〈建設課〉

③避難拠点や流通拠点となりうる港湾、漁港については、台風避難後や災害発生後も迅速な生産流通活動が再開できるように、災害に強い施設整備を推進する。

〈建設課、水産課〉

④各家庭、避難所等における食料等の備蓄量の確保を促進する。

〈防災基地対策課、福祉課〉

⑤交通施設の災害対応力を強化する対策（道路・港湾・漁港・海岸の防災・震災対策等）、交通施設を守る周辺対策（水害、土砂災害等に関するリスクの洗い出し・情報共有・調査研究等、治水・治山・海岸・砂防等の対策）を推進する。

〈建設課、農林課、水産課〉

⑥山間地等における代替輸送路の情報の収集や制度の向上に努める。

〈建設課、農林課〉

⑦道路啓開^{※6}等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の育成の視点に基づく横断的な取組を推進する。また、地震・津波、土砂災害等の災害時に道路啓開等を担う建設業の担い手確保・育成の観点から、将来に向けての担い手確保を図るための取組を推進する。

〈建設課〉

⑧地震時の建築物倒壊等による道路の閉塞は、その後の復旧作業に著しい支障をきたすため、「地震時に緊急輸送道路を閉塞する恐れのある建築物」の「耐震診断」「耐震改修計画作成」「改修工事」への補助事業を整備する。

〈住宅建築課〉

⑨離島航路を有するすべての港湾、漁港において、旅客船ふ頭の老朽化対策を推進する。

〈建設課、水産課〉

^{※6}道路啓開とは、大規模災害発生時に被災地で緊急車両等が通行可能となるように道路上の瓦礫（がれき）等の除去処理を行い、救援ルートを確保する作業のこと

第6章 施策の重点化

限られた資源で効率的・効果的に強靱化を進めるには、施策の優先順位付けを行い、優先順位の高いものについて重点化しながら進める必要がある。

過去の災害経験や地域特性、時代、情勢の変化、緊急性等の要素を勘案し、重点化すべき対応方策、推進方針を選定した。

以下に重点化すべき対応方策、推進方針により回避する「起きてはならない最悪の事態」を示す。

重点化にあたっての視点

【a】過去の災害経験（土砂災害等）

【b】地域特性（離島等）

【c】時代、情勢の変化（気候変動、地域防災力低下、インフラ老朽化等）

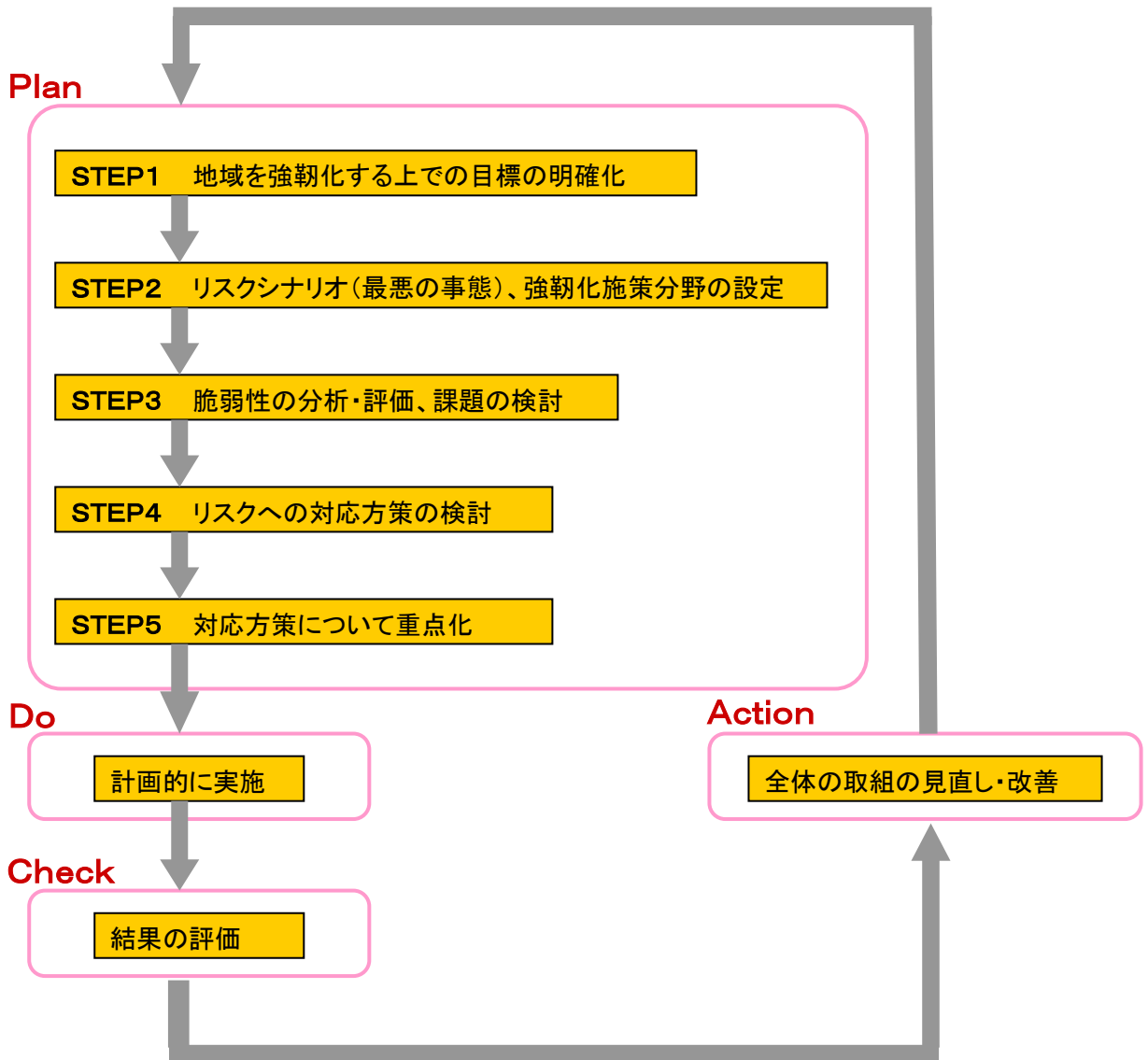
【d】緊急性（人命保護に直結、リスクの切迫性等）

起きてはならない最悪の事態		重点化にあたっての指標への該当
1-1	災害による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生	d
1-2	学校や社会福祉施設、観光施設などの不特定多数が集まる施設の倒壊・火災	d
1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生	
1-4	異常気象等による広域かつ長期的な浸水	
1-5	土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、その後長期にわたり国土の脆弱性が高まる事態	a b d
1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	a d
2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期間の停止	b d
2-2	避難所等の機能不全などにより被災者の生活が困難となる事態	
2-3	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	b
2-4	消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的な不足	d
2-5	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期間の途絶	
2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機関の麻痺	b d
2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模な発生	
3-1	市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	d
4-1	電力の供給停止等による情報通信の麻痺や長期間の停止	
4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	

5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下に伴う競争力の低下	
5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止	
5-3	基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止	b
5-4	食料等の安定供給の停滞	b d
6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止	b
6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	
6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	
6-4	地域交通ネットワークが分断する事態	a b
6-5	異常湧水等により用水の供給の途絶	c
7-1	住宅地での大規模火災の発生	
7-2	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺	
7-3	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	
7-4	有害物質の大規模拡散による被害の拡大	
7-5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	
7-6	風評被害等による経済等への甚大な影響	
8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	c
8-4	道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	b c
8-5	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
8-6	住居の確保等の遅延により被災者の生活再建が大幅に遅れる事態	
9-1	離島のインフラ損壊による孤立地域の発生	b c d

第7章 計画の推進体制

本計画については、計画的に実施できているかどうかを評価し、全体の取組みの見直し、改善を図っていくというPDCAサイクルを循環させながら、国土強靱化の取組みを推進し、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえ、総合計画の見直しの際など、必要に応じて計画を見直す。



西海市国土強靱化地域計画

発行日 令和4年3月

発行 長崎県西海市

〒857-2392

長崎県西海市大瀬戸町瀬戸檜浦郷 2222 番地

TEL 0959-37-0011

FAX 0959-23-3101
